

五條市 子ども・子育て支援事業計画

計画期間:平成27年度～平成31年度

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「五條市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の基本理念

子どもの未来に向かって輝くごじょう

子どもは一人ひとりが無限の可能性をもっており、私たちの“宝”であり“希望”です。その可能性を広げ、一人ひとりの個性や才能を開花させ、自ら未来を切りひらいていくことのできる子どもに育つよう、大人は今こそ力を合わせて真剣に取り組まなければなりません。

それは、保護者を含めた“大人の使命”です。

子どもが幸せに成長することは、保護者が成長し幸せになることであり、五條市が成長し幸せになることです。子どもの幸せが皆の幸せであると認識し、「子育てを支援する」から、「共に子育てをする」という支援の立場で取り組んでいく必要があります。

未来を担う子どもの健やかな成長と保護者の子育てを支えることは、五條市全体で取り組むべき最重要課題の一つといえます。

本計画では、子ども・子育て支援新制度の意義を踏まえつつ、本市独自の地域資源を最大限に活かし、「五條市で育ってよかった」「五條市で子育てしてよかった」「五條市で子育てがしたい」と、子どもも大人も実感できる“まち”をめざします。



認定こども園ってどんな施設？

- 幼稚園と保育所の機能を兼ね備えるもの。
- 3歳以上は、保護者の就労の有無にかかわらず、預けられる。
- 保護者の就労の状況により、1日4時間(教育標準時間)、8時間(保育短時間)、11時間(保育標準時間)の就学前教育・保育が受けられる。
- 幼稚園教諭と保育士の資格をもつ「保育教諭」が保育する。
- 地域の「子育て支援」の場。(在宅で子育てしている家庭も利用できる。)
- 仕事を持つ親と、そうでない親との協働・交流の場。

認定こども園での一日の過ごし方



保育

0～2歳児

保育短時間
保育標準時間

就学前教育・保育

3～5歳児

保育短時間
保育標準時間

共通時間(4時間程度)

※幼稚園・保育所を通じて学級による教育活動が行われます。

五條市 あんしん福祉部 児童福祉課

〒637-8501 五條市本町1丁目1番1号

TEL 0747-22-4001 FAX 0747-22-4039

お問い合わせ先

五條市 教育委員会事務局 教育総務課

〒637-0083 五條市下之町21番地

TEL 0747-22-4001 FAX 0747-22-8754

計画の基本的な視点

視点 1

健やかな「子育て」の視点 —子どもが育つ幸せと喜び—

少子化の進行により、子どもが集団生活を送る機会が減少していることなどから、子どもの自主性や協同性の成長に問題が生じる可能性が懸念されています。

そこで、全市域で等しく質の高い就学前教育・保育を提供し、就学後までを見すえた、子どもの一貫した育ちを支援する環境づくりをめざします。



視点 2

安心・安全な「親育ち」の視点 —子育てをする幸せと喜び—

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。

親となることに喜びを感じ、親として成長することができる環境づくりをめざします。

家庭の育児力の向上のため、子どもの成長や発達についての知識の普及等、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を充実します。



視点 3

子育てを応援・支援する「地域育ち」の視点 —成長を見守り支える幸せと喜び—

「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、地域住民が主体的に子育てに関わることで、子どもが地域社会の様々な人と関わりを持ちながら健やかに育つ地域づくりに努めます。

また、本市の風土や資源を最大限に活用し、地域と子どもが共に成長する環境づくりをめざします。



子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

効率的に地域資源を活用できるよう、就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を1区域(全市域)と設定します。



市内のすべての施設や事業を利用することができます。

就学前の教育・保育の充実

現在ある幼稚園・保育所で就学前教育・保育を受けることが可能です。

推計児童人口が減少傾向となることに伴い、量の見込みは減少傾向と見込んでいます。0歳児保育については、利用状況により必要な場合は、確保の検討を行います。

		27年度	29年度	31年度
1号認定(3~5歳) 2号認定(3~5歳) (教育希望)	見込み量	140	139	126
	供給可能量	430	430	430
	過不足	290	291	304
2号認定(3~5歳) (保育希望)	見込み量	433	424	381
	供給可能量	695	695	695
	過不足	262	271	314
3号認定(0~2歳) うち 0歳児	見込み量	33	33	33
	供給可能量	24	24	33
	過不足	▲9	▲9	0
3号認定(0~2歳) うち 1・2歳児	見込み量	203	182	170
	供給可能量	231	231	231
	過不足	28	49	61

単位(人)

公立幼稚園・保育所の今後については、別計画「五條市立幼稚園・保育所のあり方について」をご覧ください。

地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。五條市でも、各種の地域子ども・子育て支援事業を行います。

事業の内容や確保の方策は、次のとおりです。

延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。事業の性格上、必要に合わせて、事業を行うことも可能です。

	27年度	29年度	31年度
見込み量	122	115	105
確保の内容	100	100	105
過不足	▲22	▲15	0

単位(人)

幼稚園児を対象とした一時預かり事業

保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を教育時間終了後、幼稚園で預かる事業です。

	27年度	29年度	31年度	
見込み量	1号認定	884	869	782
	2号認定	8,535	8,386	7,551
確保の内容	9,360	9,360	9,360	
過不足	▲59	105	1,027	

単位(人日)

幼稚園以外(保育所等)での一時預かり事業

保護者の就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児負担軽減・リフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育する事業です。

	27年度	29年度	31年度
見込み量	2,308	2,106	1,878
確保の内容	2,592	2,592	2,592
過不足	284	496	714

単位(人日)

放課後児童健全育成事業

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

安定的な運営と保育の質の向上に取り組み、事業を利用する児童が心身ともに健やかに育つことをめざします。

	27年度	29年度	31年度
見込み量	390	364	352
確保の内容	340	380	380
過不足	▲50	16	28

単位(人)

子育て短期支援事業(ショートステイ)

児童の保護者が、疾病などの社会的な事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童福祉施設等で養育・保護する事業です。

	27年度	29年度	31年度
見込み量	69	65	60
確保の内容	90	90	90
過不足	21	25	30

単位(人日)



病児・病後児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、体調に不安がある子どもを、看護師等が一時的に保育等する事業です。

平成30年度をめぐり、他市町村との施設の広域利用等を検討し、就学前教育・保育施設の検討とあわせ、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

	27年度	29年度	31年度
見込み量	50	50	50
確保の内容	0	0	50
過不足	▲50	▲50	0

単位(人日)

地域子育て支援事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

本市では、主に乳幼児(満1歳から5歳児まで)を持つ親子が交流できる場として「つどいの広場」、また、同年齢の子どもを持つ親子の交流の場として年齢別の集いを実施しています。

関係機関や子育て支援団体等との連携を図り、子育て支援センターの設置を検討し、より一層利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

	27年度	29年度	31年度
見込み量	1,035	942	878
確保の内容	1,500	1,500	1,500
過不足	465	558	622

単位(人回)

妊婦健康診査助成事業

妊娠中の経過や胎児の発育状況の確認、母体のチェック等、安心して安全な出産を迎えるために、妊娠中に受ける定期的な健康診査です。健診費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の促進及び経済負担の軽減を図ります。

	27年度	29年度	31年度
見込み量	1,857	1,749	1,617
確保の内容	1,857	1,749	1,617
過不足	0	0	0

単位(人回)

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての支援をしてほしい人(依頼会員)と子育ての支援をしたい人(提供会員)が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う事業です。

	27年度	29年度	31年度
見込み量	20	20	20
確保の内容	30	30	30
過不足	10	10	10

単位(人日)

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	27年度	29年度	31年度
見込み量	158	148	137
確保の内容	158	148	137
過不足	0	0	0

単位(人)

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	27年度	29年度	31年度
見込み量	24	22	21
確保の内容	24	22	21
過不足	0	0	0

単位(人)

利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	27年度	29年度	31年度
見込み量	1	1	1
確保の内容	0	0	1
過不足	▲1	▲1	0

単位(箇所)

就学前教育・保育の一体的提供とその推進

認定 こども園の 普及

認定こども園の普及を進めます。

将来的には、すべての就学前教育・保育施設が認定こども園となり、3歳以上の子どもを持つ保護者が就労の有無にかかわらず、どこの施設でも選択できる環境整備をめざします。

私立の施設については、本市の方向性に沿って、国や県の補助制度を活用しながら、認定こども園への移行を支援していきます。

教育・保育の 質の向上

五條市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、幼稚園教諭・保育士の研修や交流を通じ、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

また、認定こども園において、就学前教育・保育を一体的に提供する有利性を活かしたプログラムの確立を行います。さらに、すべての認定こども園において同一のサービスを提供できる体制を整えとともに、利用者支援事業の実施によるワンストップサービスをめざします。

地域 子ども・子育て 支援の 質の向上

認定こども園を地域の子育て支援の拠点として位置づけ、就園前児童を含めた支援体制を確立します。

地域のすべての子育て家庭からの相談に対応し、一時預かり事業等を実施するとともに、専任職員により支援できる体制整備をめざします。

幼保小の 連携強化

就学前教育・保育施設と小学校において懇談会や連絡会を開催し、それを通じた交流や、共通理解を図るなど、幼保小の連携に努めます。

また、就学前教育・保育施設の相互の連携に関しては、合同研修会を開催するなど協働して本市の子育て支援を推進します。

子ども・子育て支援関連施策の推進

児童虐待防止対策の推進

命や人権が尊重されるよう、子どもの人権に対する認識を深めるための啓発を行います。

また、虐待の防止から被害を受けた子どもの心のケアまで、総合的・効果的に支援が行えるよう、関係機関の連携を強化し、ネットワーク体制の充実を図ります。

主な取り組み

- 児童虐待防止ネットワークの充実
- 児童虐待防止に関する啓発
- 児童虐待防止に対する専門的支援体制の充実

ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の抱える様々な悩みや不安の解消と自立の支援に向けて、子育て、就労など生活全般にわたる相談や支援を行います。

主な取り組み

- 生活援助及び自立支援の推進
- 相談支援の充実
- ひとり親家庭等医療費の助成
- 養育費確保のための支援

特別な支援が必要な子どもの 支援の充実

子どもの健全な発達に向けて、特別な支援が必要な子ども(発達に偏りがあり、関わり方に工夫のいる子ども)の発達に応じた適切な療育体制、教育支援や在宅福祉サービスなど、保健・医療・福祉・教育等の相互連携を深め、総合的な支援を進めます。

主な取り組み

- 保健支援の充実
- 要支援児の教育・保育の充実
- 障がいのある子どものいる家庭への各種手当・医療費の助成
- 特別な支援が必要な子ども等を支援するボランティアの育成

仕事と生活の調和の実現に向けた 取り組みの推進

男女ともに子育てと仕事を両立できるよう、関係機関・団体等と連携し、企業及び職場の協力や理解の促進を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み

- 各種制度に関する情報提供、広報・啓発の推進
- 父親の子育て参加の促進